

厚生労働省
群馬労働局発表
令和7年10月3日

【照会先】
群馬労働局労働基準部健康安全課
課長 穂積 常之
地方労働衛生専門官 樺澤 忍
(電話) 027-896-4736

報道関係者 各位

全国労働衛生週間に群馬労働局長による 事業場巡視を実施します

群馬労働局（局長 うえの やすひろ 上野康博）では、全国労働衛生週間に際し、労働衛生管理活動等に積極的に取り組んでいる事業場に、労働局長自ら赴き、事業場巡視を実施します。

【事業場巡視】

- 日時 令和7年10月3日（金）13:30～15:30
- 事業場 太陽誘電株式会社 玉村工場
- 所在地 佐波郡玉村町川井 1796-1

4 取材公開

事業場巡視を報道機関の皆様にご公開いたします。県内で増加が続いている転倒災害の防止にもつなげる「歩行姿勢測定」、推定野菜摂取量を見える化して食習慣改善をサポートする「ベジチェック」等の事業場独自の健康確保活動の様子が取材可能です。

（なお、事業者より撮影ポイントを制限させていただく場合がありますので、予めご了承ください。）

令和7年度 全国労働衛生週間

本週間：10月1日～7日（準備期間：9月1日～30日）

- 資料1 「第76回全国労働衛生週間リーフレット」
- 資料2 「令和7年度全国労働衛生週間実施要綱」
- 資料3 「群馬労働局管内における定期健康診断実施状況」
- 資料4 「群馬労働局長メッセージ」
- 資料5 「事業場概要 太陽誘電株式会社」

第76回 全国労働衛生週間

2025（令和7）年10月1日～7日 [準備期間：9月1日～30日]

全国労働衛生週間スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組
- 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■ 産業保健総合支援センター（さんぽセンター）
<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」
※ に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※ 増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体にコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

■ SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら
(サイト内から加盟申請もできます)
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■ 働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」
<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■ 働き方の現状が把握できる「自己診断」等（働き方・休み方改善ポータルサイト）
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



■ 各種助成金や無料相談窓口の紹介等（働き方改革特設サイト）
<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取組事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■ 治療と仕事の両立支援ナビ
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



化学物質管理

職場の化学物質管理の総合サイト「ケミサポ」や化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

■ 職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」
<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

■ 職場における熱中症予防情報
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



■ 職場における受動喫煙防止対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



■ 労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html



転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

■ 「いきいき健康体操」（監修：松平浩）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>



■ 腰痛を防ぐ職場の好事例集
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001465336.pdf>



令和 7 年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 76 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。このほか、業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している傾向にある。こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要である。

他方、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数は、令和 6 年度には 1,296 件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。また、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数のうち、業務災害に係る精神障害による労災認定件数は令和 6 年度には 1,055 件と過去最多となっており、職場におけるメンタルヘルス対策の取組の一層の促進が必要となっている。

特に、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を含めた労働者の健康確保や取組の推進が重要である。

化学物質による健康障害防止については、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS 分類）の結果、危険性・有害性があると区分された全ての化学物質を対象として、事業者がリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、ばく露防止措置を適切に実施する制度（自律的管理）が令和 6 年度に全面的に施行されている。今後も対象となる化学物質の数は順次拡大し、幅広い業種で対応が必要になることから、引き続き自律的管理の定着・推進に向けた取組が必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約 1,000 人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その解体工事が 2030 年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化

を進めている。

このような状況を踏まえ、第14次労働災害防止計画（以下、「14次防」という。）において、令和5年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めており、今年度で3年目を迎える。

これらに加え、令和7年5月に公布された労働安全衛生法等の改正法により、労働者数50人未満の小規模事業場に対してストレスチェックの実施が義務付けられた（施行日は公布後3年以内に政令で定める日）。また、危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）に罰則を設けることや、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士に実施させること等も新たに規定されている。

さらに、令和7年6月に公布された労働施策総合推進法の改正法により、治療と仕事の両立支援のための必要な措置を講じることが事業主の努力義務とされた（施行日は令和8年4月1日）。

また、職場における熱中症による死亡者数が3年連続で30人を超えている状況等を踏まえ、熱中症による死亡災害の減少に向けて、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成、これらの体制や手順の関係作業員への周知を内容として労働安全衛生規則を改正し、令和7年6月1日に施行されたところである。

こうした背景を踏まえ、今年度は、「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2 スローガン

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

3 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項
 - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
 - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
 - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
 - エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
 - オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

(ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- e 小規模事業場における地域産業保健センターの活用

(イ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

- a 事業者によるメンタルヘルス対策の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c 4つのメンタルヘルスカケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進
- d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- e ストレスチェック制度の適切な実施（実施結果の労働基準監督署への報告を含む）の徹底、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- h 産業保健総合支援センターにおけるストレスチェックの実施等のメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- i 地域産業保健センター（高ストレス者の医師の面接指導等の産業保健サービス）の活用

(ウ) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項

- a 産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実
- b 一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底
- c ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用

した職場環境改善の取組の推進

- d 小規模事業場における地域産業保健センターの活用

(エ)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項

- a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- b 研修等による両立支援に関する意識啓発
- c 相談窓口等の明確化、社内における両立支援体制の整備
- d 個人情報保護のための適切な情報管理
- e 両立支援に関する休暇・勤務制度等の整備
- f 両立支援コーディネーターの活用
- g 産業保健総合支援センターによる支援の活用

(オ)女性の健康課題の理解促進に関する事項

- a 女性の健康課題に関する健康教育や相談体制の整備等の取組の実施
- b 産業保健総合支援センターにおける事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講
- c 産業保健総合支援センターにおける女性の健康課題に関する相談窓口の活用

(カ)労働者の作業行動に起因する労働災害（転倒・腰痛災害）防止対策

- a 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
- b 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進
 - (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
 - (c) 介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入の促進
 - (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人への負担の軽減

(キ)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進等に関する事項

- a 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
- b 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- c 作業を管理する者及び労働者に対する労働衛生教育の実施
- d 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対する医師等の意見を踏まえた配慮の実施

- e 本年夏季に実施した各熱中症予防対策の取組に関する確認
- (ク)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
- a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (ケ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
 - b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保
- (コ)化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
 - b SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施（業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）に基づく対策等の実施を含む）
 - c ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
 - d 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
 - e 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底
 - f 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
 - g リスクアセスメント対象物健康診断、特殊健康診断等による健康管理の徹底
 - h 塗料等の剥離作業における剥離剤による健康障害防止対策の徹底
- (サ)石綿による健康障害防止対策に関する事項
- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの

対策の実施に対する発注者による配慮の推進

- (a) 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
- (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
- (c) 隔離・湿潤化の徹底
- (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
- (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
- (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
- (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底

b 吹付け石綿等の損傷、劣化等により、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）

- (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
- (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
- (c) 建材の損傷、劣化等の状況に関する必要な頻度の点検の実施
- (d) 建材の損傷、劣化等の状況を踏まえた必要な除去等の実施
- (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施

c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止

- (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
- (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底

d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底

- (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
- (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等

(シ) 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

a 東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項

b 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強

化について」(平成24年8月10日付け基発0810第1号)に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

イ 労働衛生3管理の推進等

(ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項

- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実(総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者の選任及びその労働基準監督署への報告の徹底を含む)とその職務の明確化及び連携の強化
- c 衛生委員会の毎月1回以上の開催と必要な事項の調査審議
- d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- e 現場管理者の職務権限の確立
- f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実

(イ) 作業環境管理の推進に関する事項

- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
- b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
- c 事務所や作業場における清潔保持
- d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

(ウ) 作業管理の推進に関する事項

- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

(エ) 「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項

- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
- e 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

(オ) 労働衛生教育の推進に関する事項

- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底

- b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (カ)「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
- (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
- (ク)「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
- (ケ)「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」に基づく個人事業者等が健康に就業するための取組の推進に関する事項
 - a 健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進
 - b 個人事業者等への安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供等注文者等が実施する事項の推進

ウ 作業の特性に応じた事項

- (ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
 - (a) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
 - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c) じん肺健康診断の着実な実施
 - (d) 離職後の健康管理の推進
 - (e) その他地域の実情に即した事項
 - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
- (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- (ウ)「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 騒音健康診断の実施
 - b 聴覚保護具の使用
 - c 騒音障害防止対策の管理者の選任
- (エ)「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
- (オ)「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
- (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
 - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
 - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事

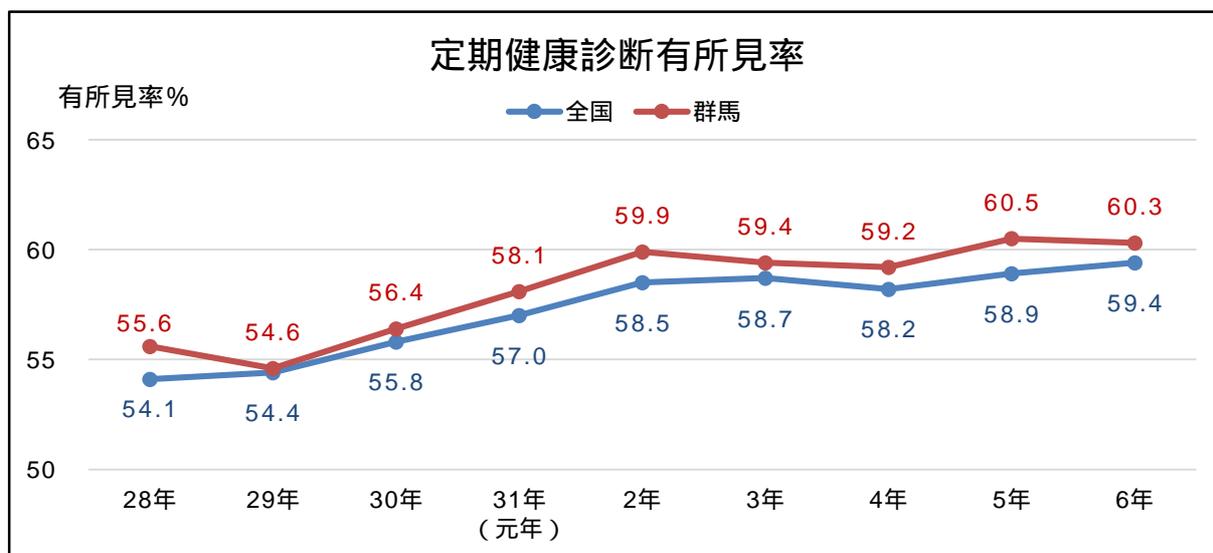
項

エ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- a 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における保護具の着用の周知や立入りが禁止された場所への立入禁止の遵守義務等の安全衛生の確保に必要な措置の実施
- b 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- c その他請負人等が安全衛生に係る事項を円滑に実施するための配慮

群馬労働局管内における定期健康診断実施状況

1 定期健康診断有所見率の推移

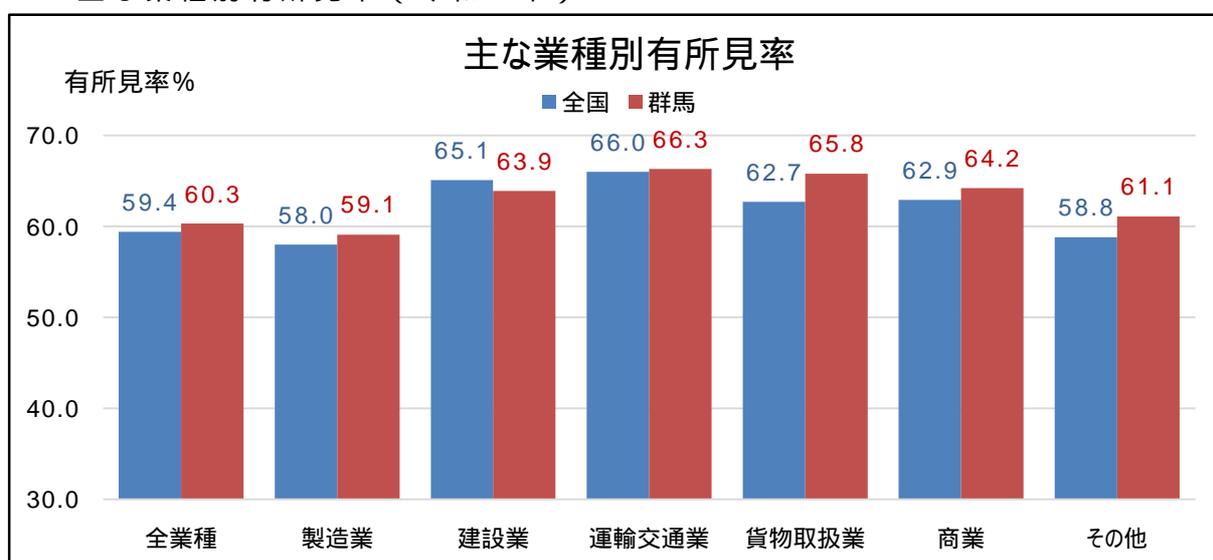


2 有所見率の高い項目（令和6年）

（単位：％）

	血中脂質検査	血圧	血糖検査	聴力 (4,000Hz)	尿検査 (糖)
群馬	31.7	19.7	13.6	7.7	4.2
全国	31.2	18.4	13.1	7.2	3.8

3 主な業種別有所見率（令和6年）



各表は、事業場から提出された一般定期健康診断結果報告に基づくものである。

令和 7 年度 全国労働衛生週間を迎えるにあたって

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な労働衛生活動を促して労働者の健康を確保することを目的に展開され、令和 7 年度の全国労働衛生週間は、

「 **ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場** 」

のスローガンの下、9月1日から9月30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間として実施されます。

群馬労働局では、令和 7 年度の重点施策の 1 つに「安全で健康に働くことができる環境づくり」を掲げており、国・事業者・労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を新たに定めた『第 14 次労働災害防止計画』において、「労働者の健康確保対策の推進」を 8 つの重点対策の 1 つとして施策を推進しているところです。

群馬労働局管内の労働者の健康をめぐる状況は、労働者の高年齢化に伴い定期健康診断の有所見率は長期的に上昇傾向で推移しており、平成 18 年に 50% を、近年では全国を上回り 60% を超える状況になっています。

一方、化学物質管理では、法令順守型から自律的な管理へシフトし、事業者がリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、ばく露防止措置を適切に実施する制度が令和 6 年度に全面的に施行されております。

これらに加え、令和 7 年 5 月に公布された労働安全衛生法等の改正法により、労働者数 50 人未満の小規模事業場に対してストレスチェックの実施が義務付けられることや、危険性・有害性情報の通知義務（SDS の交付等の義務）に罰則が設けられること、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ作業環境測定士に実施させること等も新たに規定されております。

各事業場におかれましては、本週間を契機に、労働者の健康確保と心身の維持向上など、労働衛生管理活動の再点検を実施され、労使協調の下での計画的な取り組みの推進と実践により、「健康職場」の気運を醸成いただきますようお願いいたします。

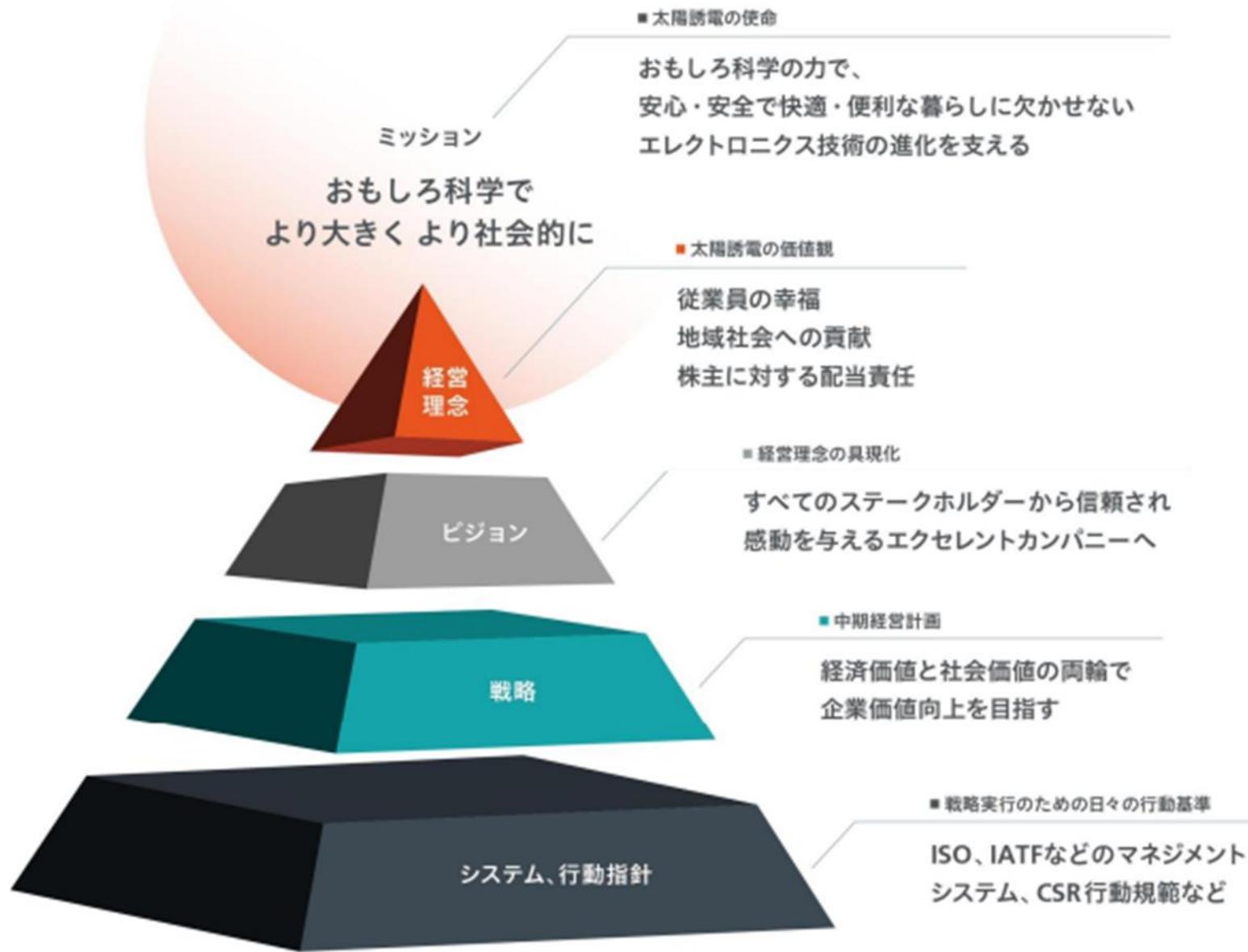
群馬労働局長 **上野 康博**

太陽誘電株式会社 会社紹介

会社概要

商号	太陽誘電株式会社
本社	〒104-0031 東京都中央区京橋2-7-19 京橋イーストビル
設立	1950年（昭和25年）3月23日
代表	代表取締役社長執行役員 佐瀬 克也
資本金	335億75百万円（2025年3月31日現在）
売上高	3,414億38百万円（2025年3月期実績／連結）
従業員	20,779名（2025年3月31日現在／連結）
事業内容	各種電子部品の開発・製造・販売 他
生産品目	積層セラミックコンデンサ インダクタ モバイル通信用デバイス（FBAR/SAW） 回路モジュール アルミニウム電解コンデンサ 他

太陽誘電グループが目指すもの



価値創造の歴史

時代の変化に対応し、 社会の要請に応え続けてきました

太陽誘電は創業以来、主力商品である積層セラミックコンデンサを中心に、インダクタや通信用デバイスなど、社会の要請に応じて様々な電子部品を世の中に提供し、価値を創造してきました。

~2010年
家庭用ゲーム、携帯電話やパソコンなどが普及
IT関連製品の需要が増え
国際分業化が進行

2011年～
スマートフォンやタブレットが急速に普及、
また自動車の電子化が加速
スマートフォン、タブレットなどの
高機能化と薄型化が進行



(億円)
4,000



太陽誘電の価値提供

1950年9月
チタン酸バリウム磁器コンデンサ「ルチルコン」を商品化



1954年9月
小型フェライトコア「フェリットコア」の生産を開始

1964年9月
技術研究所を設立

1967年5月
台湾・台北市に初の当社現地法人を設立



設立当時の台湾太陽誘電

1970年3月
東京証券取引所市場第二部に上場。
1973年に一部に指定替え

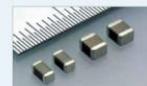
1976年7月
アキシャルリード型磁器コンデンサを世界で初めて商品化



1977年10月
世界初の円筒チップ型磁器コンデンサを開発



1984年7月
世界初のニッケル電極大容量積層セラミックコンデンサを開発



「3216」「3225」タイプ

1988年9月
世界初の追記型光記録メディア「CD-R」の商品化を発表



DVD-R、BD-R、CD-R

1999-2000年
海外4生産拠点を同時立ち上げ



TAIYO YUDEN (SARAWAK)

2001年4月
Bluetooth®フルモジュール、Bluetooth®規格Ver1.1認証を世界で初めて取得

2010年3月
太陽誘電モバイルテクノロジー株式会社を子会社化

2018年4月
エルナー株式会社を子会社化

2018年5月
世界初、静電容量1,000μFの積層セラミックコンデンサを開発



4532サイズ(4.5mm×3.2mm)1,000μF

2024年12月
世界初、メタル系パワーインダクタで世界初の薄さ0.33mmを実現



積層メタル系(パワーインダクタ「MCOR™ LSCNシリーズ」)
(1.0mm×0.5mm×0.3mm、0.47μH)

太陽誘電 プロファイル

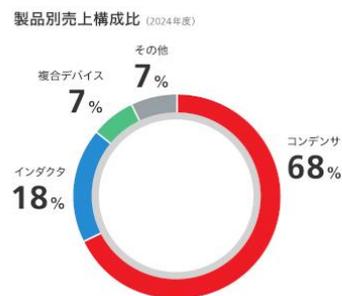
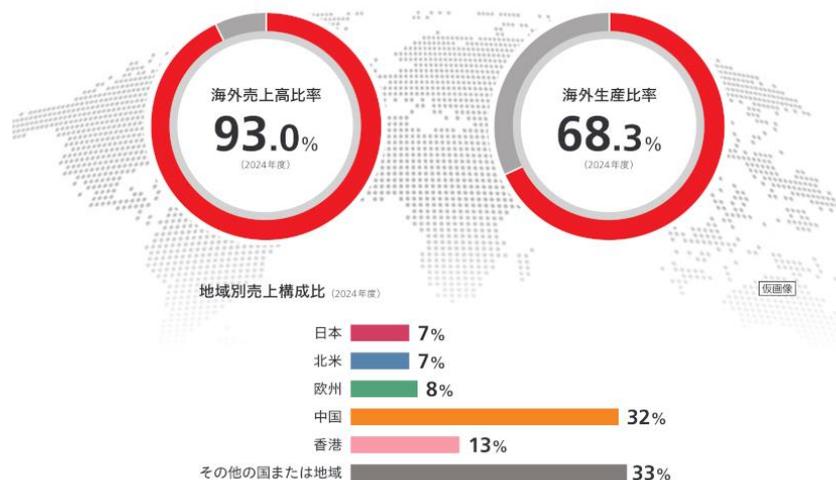
私たちは、人びとの暮らしに欠かせない商品を 開発・製造するグローバル電子部品メーカーです

太陽誘電は、スマートフォンを始めとする通信機器や自動車、情報インフラ・産業機器など、人びとの暮らしに欠かせない多様な電子機器に搭載する電子部品の開発・製造・販売を行っています。世界初の電子部品を生み出し続けるなど高い技術力を誇り、グローバルに商品を供給しています。

— データで見る太陽誘電 —



※度数率=労働災害による被災者数(休業1日以上)÷在籍労働者の延べ実労働時間数×1,000,000。2024年度の国内製造業平均は1.30。



Company Profile

事業活動を通じた価値提供

事業活動を通じた価値提供

つながる世界に貢献する太陽誘電

Web3.0、生成AI、デジタルツインなどの“つながる”ための新技術は、経済活動、社会生活に大きな変化をもたらしつつあります。太陽誘電は、主力の電子部品やそれらを活用したソリューションを通してつながる世界に貢献していきます。





回生電動アシストシステム FEREMO™

電動アシスト自転車は、エネルギー自給自足の時代へ。

- 1回の充電で最大1,000km走行可能[※]な、人と環境にやさしいモビリティ
- ブレーキの減速時や下り坂での速度抑制時にモーターで発電し、バッテリーに充電
- 下り坂では回生ブレーキを活用することで速度が抑制され、オーバースピードを抑制

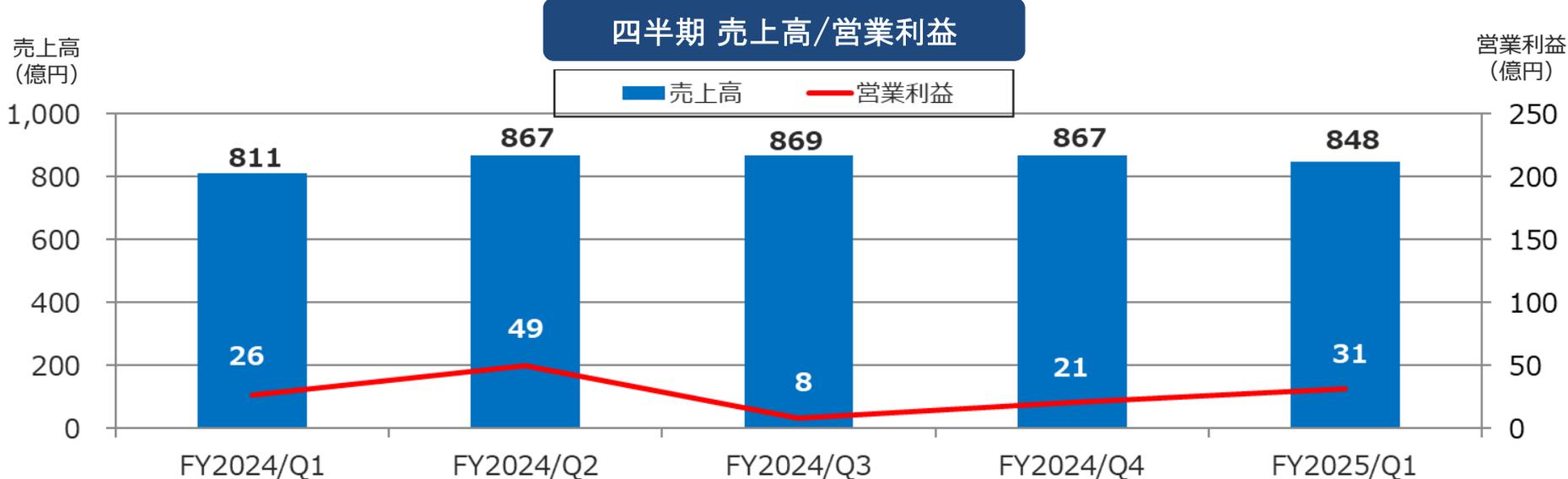


橋梁モニタリングシステム

- 微細な変位の測定が可能な、光変位センサを使用したモニタリング
- 橋梁に設置することで、走行する車両の重量や交通量の把握、橋梁の耐久性を予測できるシステム
- 橋梁のより最適な補修・補強計画に貢献

※試作車のIS規格 (JS D9115:2018) による測定パターンによる。(エコモード1,000km、エドゥルモード200km、ハイモード100km)

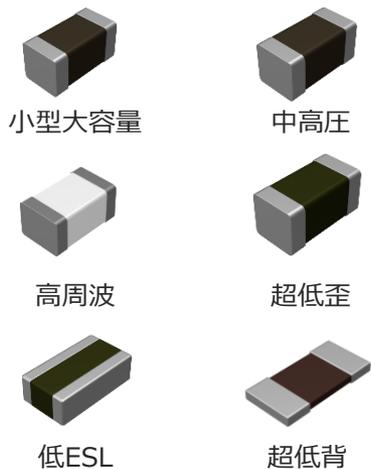
直近 売上高/営業利益



* 例：FY2025 ⇒ 2025年4月 ~ 2026年3月

主要生産品目

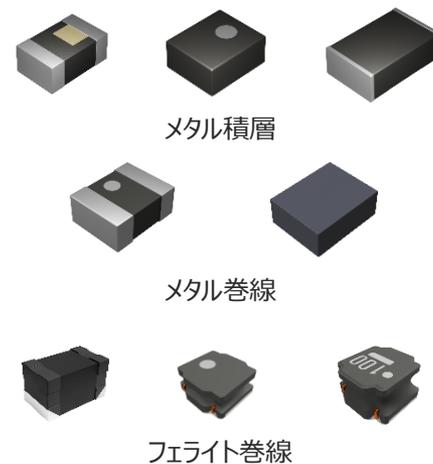
積層セラミックコンデンサ



高信頼性商品



インダクタ



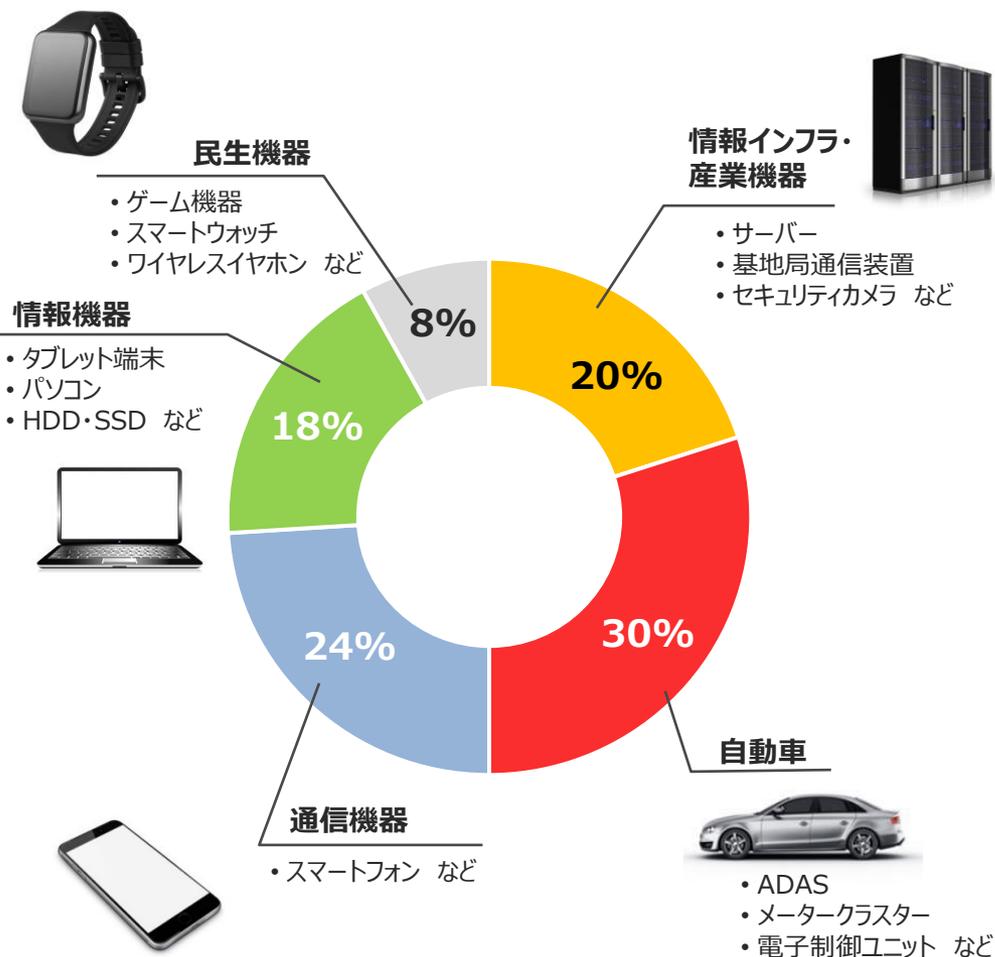
高信頼性アルミニウム電解コンデンサ



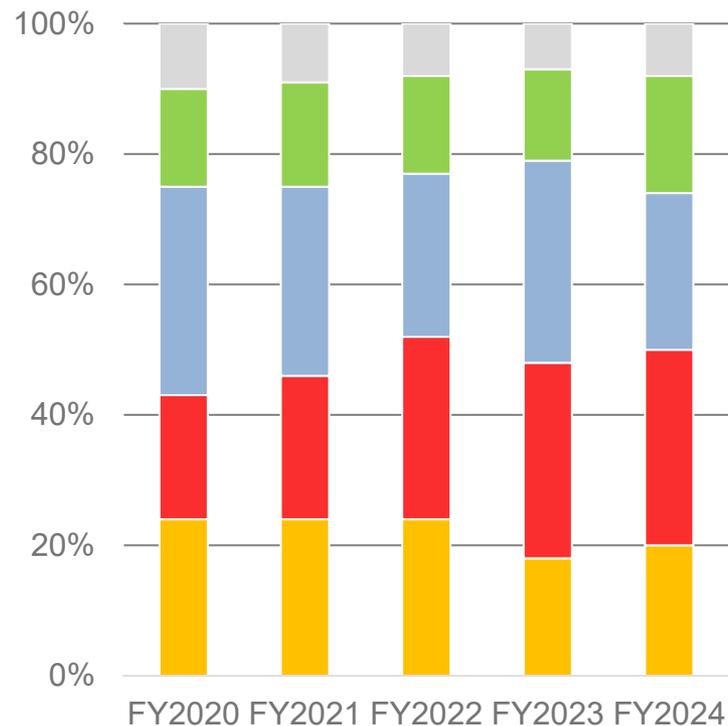
高周波プロダクツ



用途別売上構成

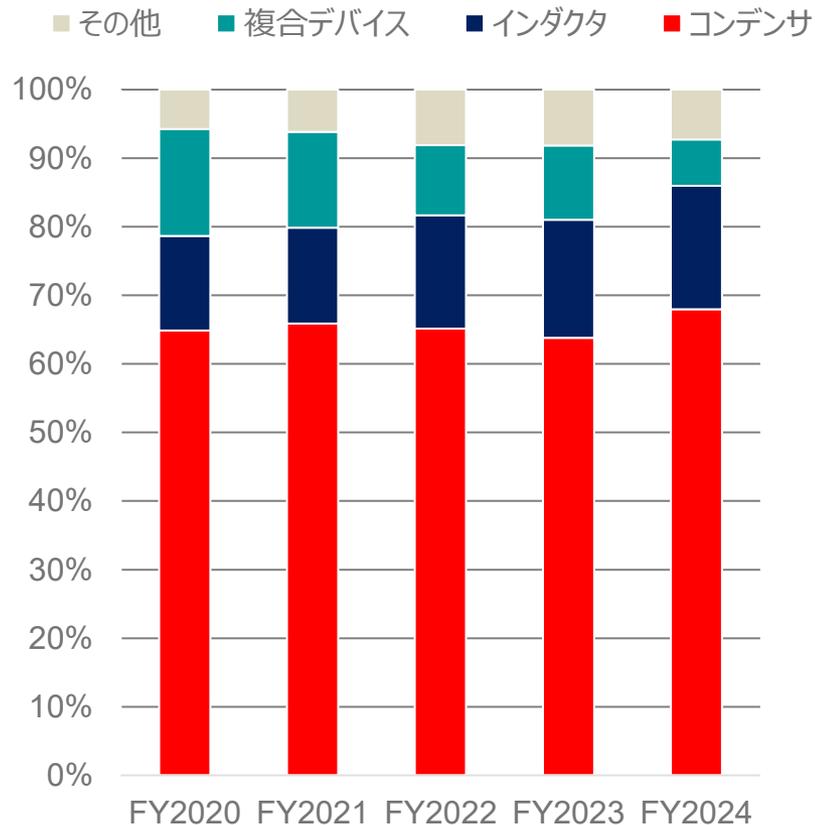
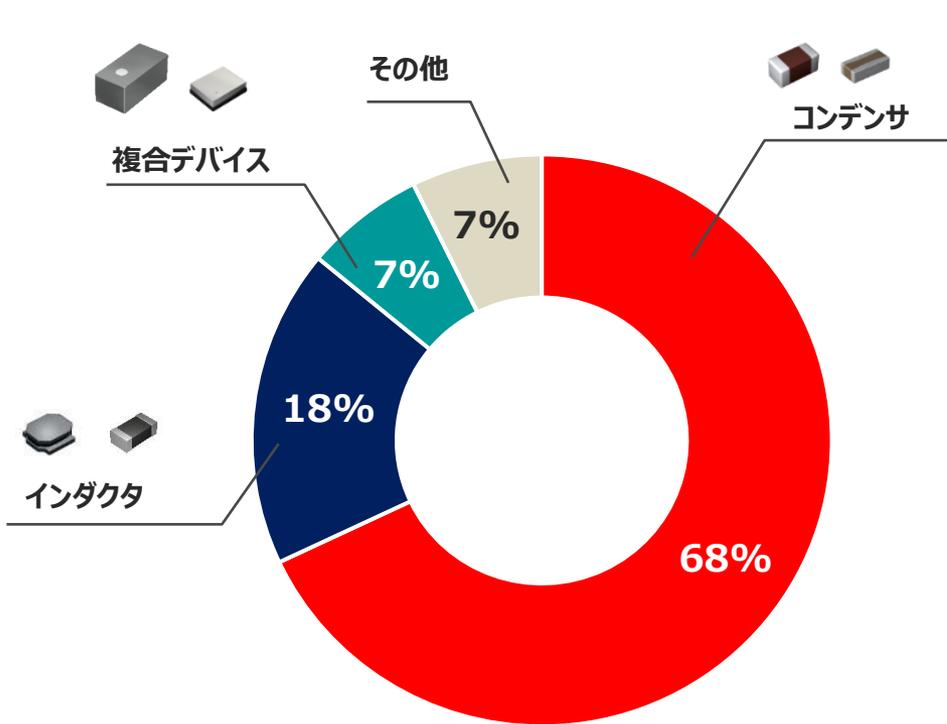


■ 民生機器 ■ 情報機器 ■ 通信機器 ■ 自動車 ■ 情報インフラ・産業機器



(2024年04月～2025年03月)

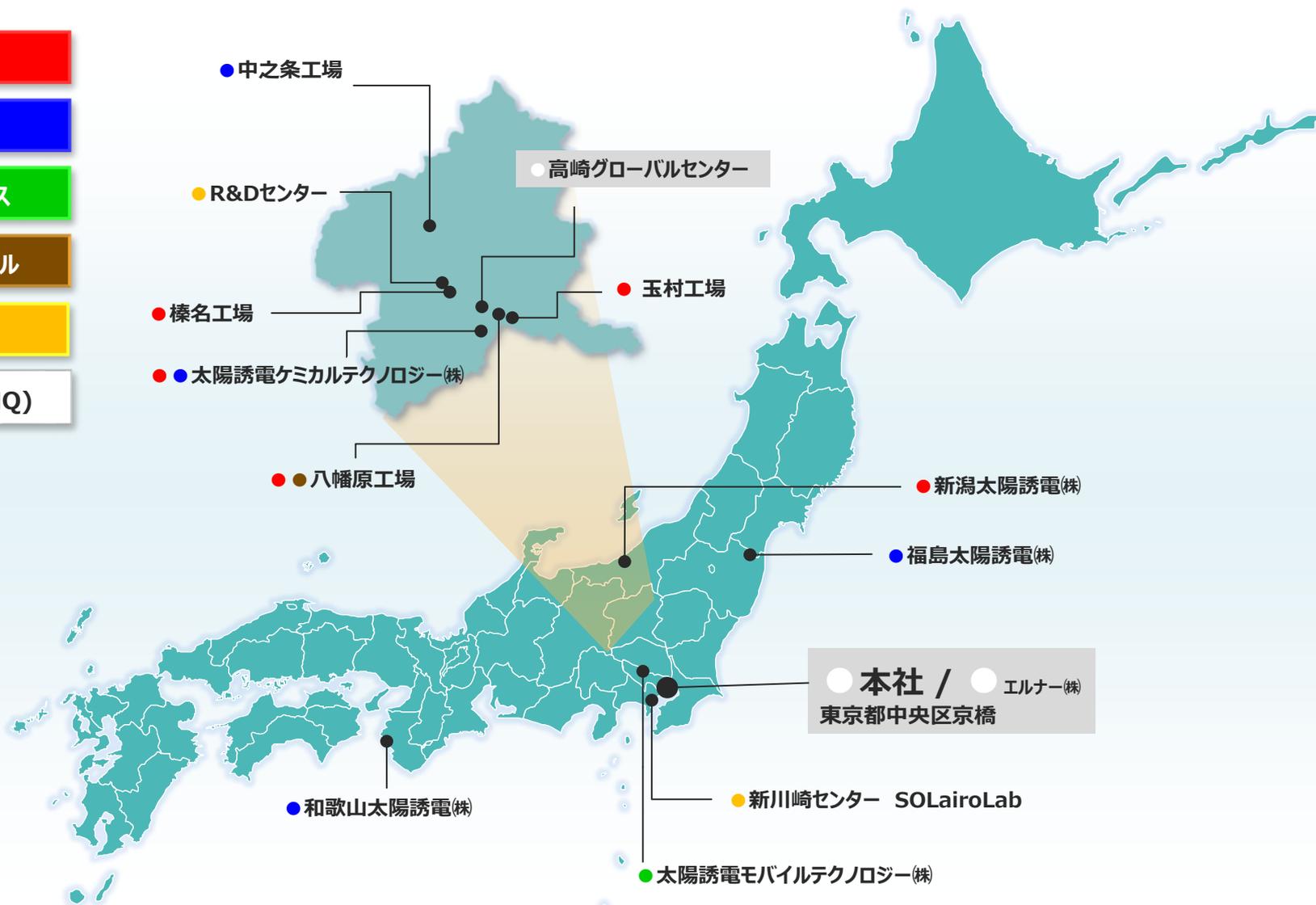
製品別売上構成



(2024年04月～2025年03月)

国内 生産拠点/開発拠点/関係会社

- コンデンサ
- インダクタ
- 通信デバイス
- 回路モジュール
- R&D
- 統括拠点 (HQ)



コンデンサ : 4

インダクタ : 2

● ● TAIYO YUDEN (GUANGDONG) CO., LTD.

● KOREA KYONG NAM TAIYO YUDEN CO., LTD.

● TAIYO YUDEN (CHANGZHOU) CO., LTD.

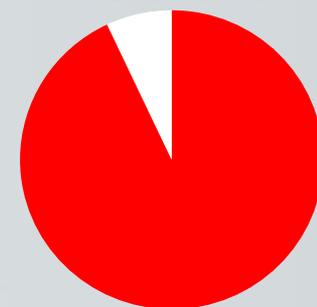
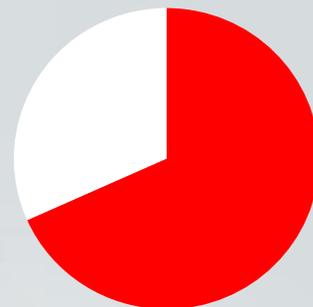
● TAIYO YUDEN (PHILIPPINES), INC.

● TAIYO YUDEN (SARAWAK) SDN. BHD.

海外生産比率 海外売上高比率

68.3%

93.0%



(2025年3月現在)

グローバル販売拠点 所在地 W/W

★統括拠点
●販売拠点

◆Europe

- ・TAIYO YUDEN EUROPE GmbH
- UK Office
- Scandinavia Office

◆North America

- ・TAIYO YUDEN (U.S.A.) INC. Chicago Office
- San Diego Office
- San Jose Office

◆Japan

- ・TAIYO YUDEN CO., LTD.
- Sendai Office
- Metropolitan Office
- Gunma Office
- Nagoya Office
- Osaka Office
- Fukuoka Office

◆Asia

- ・KOREA TAIYO YUDEN CO., LTD.
- ・TAIYO YUDEN (SHANGHAI) TRADING CO., LTD.
- Beijing Office
- Shenzhen Office
- Tianjin Office
- Suzhou Office
- Xi'an Office
- Chengdu Office
- Xiamen Office

Wuhan Office

- ・TAIWAN TAIYO YUDEN CO., LTD.
- ・HONG KONG TAIYO YUDEN CO., LTD.
- ・TAIYO YUDEN (SINGAPORE) PTE. LTD.
- ・TAIYO YUDEN TRADING (THAILAND) CO., LTD.
- ・TAIYO YUDEN CO., LTD. Manila Representative Office
- ・TAIYO YUDEN (MALAYSIA) SDN. BHD.
- ・TAIYO YUDEN (INDIA) ELECTRONICS PRIVATE LIMITED

太陽誘電株式会社 玉村工場紹介

玉村工場

設立 : 1977年 9月
従業員数 : 1,892名 2025年3月現在
敷地面積 : 58,000m² (約200m×約300m)

玉村工場の歴史 :

1977年 玉村工場設立 アキシャルリード形磁器コンデンサ製造開始
1984年 積層コンデンサ 製造開始
1991年 積層インダクタ 製造開始
1994年 ISO9001 認証取得
1999年 ISO14001 認証取得
2001年 大容量積層コンデンサ 100 μ F 商品化
2005年 0402形状 積層コンデンサ 商品化
2007年 玉村工場 4号棟 生産開始
2007年 TS16949 認証取得
2014年 0201形状 積層コンデンサ 商品化
2018年 大容量積層コンデンサ 1,000 μ F 開発
2018年 IATF16949 認証取得
2025年 玉村工場 5号棟 竣工



玉村工場5号棟

コンデンサ事業の方向性



玉村工場認証取得



ISO9001



IATF16949



ISO14001

—関連工場も認証取得しています—

榛名工場

新潟太陽誘電

TAIYO YUDEN
(SARAWAK)
SDN,BHD.

太陽誘電(廣東)
有限公司

韓国慶南
太陽誘電 (株)

太陽誘電
ケミカル
テクノロジー

中之条工場

福島太陽誘電

TAIYO YUDEN
(PHILIPPINES),
INC.,

TAIYO YUDEN